

HELLOWORK information 12

月刊

ハローワーク日田

日田公共職業安定所広報
2025年12月号

contents

- | | |
|-----------------------------|----|
| ①「就職フェア」のお知らせ (12月&1月開催) | P1 |
| ②雇用管理セミナーのご案内 | P2 |
| ③大分県特定最低賃金が改正されます！ | P2 |
| ④キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内 | P3 |
| ⑤セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ | P4 |
| ⑥管内労働市場のうごき | P4 |



宝泉寺温泉（九重町）

《就職活動中の皆さまへ》

1

「就職フェア」のお知らせ (12月&1月開催)

日時・場所

令和7年12月27日 (土)
企業説明会及び個別相談会 13:00～
レンブランチホテル大分 二豊の間
(大分市田室町 9-20)

対象者等

- 35歳未満若年求職者
- 2026年3月大学等卒業予定者
(大学院・大学・短大・高専・専門学校)
- インターンシップ情報取得希望の学生
- UIJ ターン希望者、保護者等

日時・場所

令和8年1月24日 (土)
企業説明会 13:00～
大分県労働福祉会館 「ソレイユ」
(大分市中央町 4-2-5) 7F カトレア

対象者等

- 概ね35歳～59歳の求職者の方
※事前に申し込みいただいた方は、適性検査が無料で受検でき、当日会場で専門のキャリアアドバイザーから検査結果のフィードバックが受けられます。



問合せ先: (公財) 大分県
総合雇用推進協会
☎ 097-532-8486

詳細は
こちら
から▶



「インターネットだけでは知りたい情報がわからない」「一度に様々な企業の話を聞いてみたい」「地元の企業ってどんな会社があるの?」「もう40代だけど転職できるかな?」そんなあなた向けの合同面接説明会を開催します!約20社の企業が参加し、募集企業や会社についての担当者と直接面接ができる「個別面接会」や、会員登録料無料の「個別面接会」など、自分に合った面接会を選びながら、自分に合った企業を見つけてください。

申込はこち
◀らから特設サイト
はこち
◀から

《事業主の皆さんへ》

2

雇用管理セミナーのご案内

～「求職者目線で考える」～

企業説明会など求職者と接する場面において“自社の魅力”を十分に伝えることができていますか？このセミナーでは、求職者に選ばれ、社員に定着してもらうために、「求職者が注目する職場の魅力と伝え方」

「定着率向上のための雇用管理の工夫」「自社の魅力を整理・言語化し説明会等での活用方法」などについて、コンサルティング経験豊富な講師が説明します。

労働局委託事業
“中高年世代活躍
応援プロジェクト”
として実施します



【当日の説明項目】

- 選ばれる企業となる職場づくりのヒント
- “働き続けたい職場”への第一歩は、“見える化”から
- 成果を引き出し、社員を育てる！辞めさせない具体策
- 合同企業説明会で伝える“自社の魅力”的整理法
- 「魅力ある職場づくり」を応援する助成金制度

【講師紹介】

ウエルズ社会保険労務士事務所代表（ハローワーク求人アドバイザー）日本唯一のハローワーク求人専門社会保険労務士。これまで全国の中小企業1000社超の採用に従事。1977年岐阜県生まれ。明治大学卒。大手食品スーパー店長、民間企業の人事担当、ハローワーク勤務等を経て、社労士の資格を取得し、2014年独立。

【日時・場所】

令和8年1月16日（金）

13時00分～14時30分

大分県労働福祉会館

「ソレイユ」7F
(大分市中央町4-2-5)



【問合せ先】

大分中高年応援プロジェクト
事務局 ☎ 0120-946-059

参加申込は
こちらから▶



《事業主・労働者の皆さんへ》

3

令和7年12月25日～

大分県特定最低賃金が改正されます！

12月25日
発効です！

最低賃金の件名（産業別）	最低賃金額/1時間	発効年月日
鉄鋼業	1,176 円	R7.12.25
非鉄金属製造業	1,116 円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,066 円	
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,055 円	
自動車（新車）小売業	1,061 円	
各種商品小売業 ※改正がないため、大分県最低賃金が適用されます。	1,035 円	R8.1.1

《適用の範囲》次に掲げる者を除きます！

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
 - (1)手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
 - (2)手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者



大分県最低賃金	1,035 円 (1時間)	発効年月日 R8.1.1	大分県下のすべて労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金の対象産業に該当する場合には、当該特定最低賃金が適用となります。
---------	------------------	-----------------	--

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

お問い合わせ先：大分労働局賃金室または管轄の労働基準監督署
大分労働局 HP : https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei.html

最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



最低賃金特設サイト

検索

4

《事業主の皆さまへ》

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)は、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由(部門別等)に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

申請までの流れ

キャリアアップ計画の作成・提出

- ◎取組の実施(就業規則の改定等)
※増額改定前の賃金規定等を3か月以上運用していることが必要
- ◎取組後6か月分の賃金の支払い
- 支給申請

●『賃金規定』とは…以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

就業規則

例: 第〇条(賃金)
契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のように定める…

賃金規定

例: 第〇条(賃金)
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。

賃金一覧表

例: 【等級別】1級〇〇〇円 2級〇〇〇円 3級〇〇〇円
※等級は『見習い』『一般』『中堅』等の名称の区分でも可

※既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに規定を作成した場合であっても、その内容が対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば、助成対象となります。

1 支給額 ※一人あたりの助成額

賃金引き上げ率	3%以上4%未満	4%以上5%未満	5%以上6%未満	6%以上
企業規模				
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

ご活用
ください!



2 加算額 ※1事業所あたりの加算額

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円 (大企業15万円)
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円 (大企業15万円)

※1事業所あたり1回のみ

●『職務評価』とは

職務の大きさ(職務内容・責任の程度)を相対的に比較し、その職務に従事する労働者の待遇が職務の大きさに応じたものになっているかの現状を把握することをいいます。

なお、職務評価は、個々の労働者の仕事への取り組み方や能力を評価(人事評価・能力評価)するものとは異なります。

3 対象となる労働者 ※次のすべてに該当する労働者が対象です。

- ① 賃金規定等を増額改定した日の前日から起算して3か月以上前の日から、増額改定後6か月以上の期間、継続して雇用されている有期雇用労働者等
※事業所のすべての対象労働者でなくとも、雇用形態別や職種別等の合理的な理由の区分に基づき、一部の労働者を対象として改定、昇給させた場合も助成対象
- ② 就業規則または労働協約に定めるところにより、増額改定した賃金規定等を適用され、かつ、増額改定前の基本給に比べて3%以上昇給している者
※最低賃金法第14条および第19条に定める最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額改定した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない
例: 大分県の最低賃金: 令和8年1月1日から1,035円に引き上げ…効力が生じた日以降に賃金規定等を増額改定した場合、1,035円に達するまでの増額分は算定に含めない
- ③ 賃金規定等を増額改定した日の前日から起算して3か月前の日から支給申請日までの間に、合理的な理由なく基本給および定額で支給されている諸手当を減額されていない者
- ④ 賃金規定等を増額改定した日以降の6か月間、当該事業所において雇用保険被保険者であること
- ⑤ 賃金規定等の増額改定を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者
- ⑥ 支給申請日において離職していない者

お問い合わせ先

大分労働局助成金センター 097-535-2100

※制度の詳細等については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索



5

セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談

事前申込み

12/17 水

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談(希望者)

会場:ハローワーク日田 大会議室

求職活動の進め方、自己分析、応募書類作成方法、成功する面接法など、専門講師によるセミナー(定員12名)
【申込み】ハローワーク日田総合案内まで

福祉のしごと相談会

当日受付

12/9・23 火

13:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供

【問】日田市福祉人材バンク ☎ 0973-24-7590

ほっとLife相談会(心の健康相談) 事前予約

12/4・11・18 木

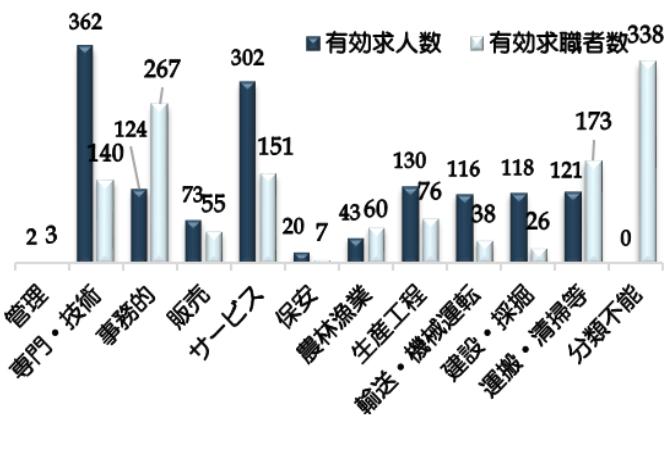
10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室

就職に対する心理的不安に、専門の精神保健福祉士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク日田まで

6

管内労働市場のうごき

	令和7年10月	うち男	うち女	前月	令和6年10月	前年増減
職業紹介関係	新規求職者数	307	142	165	339	378 ▲ 71
	うち55歳以上	125	70	55	159	174 ▲ 49
	有効求職者数	1,339	592	747	1,304	1,377 ▲ 38
	うち55歳以上	564	292	272	559	585 ▲ 21
	新規求人数	606	*	*	531	616 ▲ 10
	有効求人数	1,494	*	*	1,442	1,585 ▲ 91
	就職件数	137	63	74	126	136 1
	うち55歳以上	61	26	35	41	58 3
	新規求人倍率	1.97	*	*	1.57	1.63 0.34
	有効求人倍率	1.12	*	*	1.11	1.15 ▲ 0.03
雇用保険関係	適用事業所数	1,895	*	*	1,899	1,926 ▲ 31
	被保険者数	21,470	11,230	10,240	21,455	21,524 ▲ 54
	受給資格決定件数	103	48	55	73	99 4
	受給者実人員	396	166	230	424	408 ▲ 12

《求人・求職バランスシート》
令和7年10月

有効求人倍率の推移

